

平成 28 年 9 月 5 日付け経済産業大臣宛て

1 総括的事項

(1) 本事業は、石狩市八幡町高岡地区の丘陵地帯に位置する約 208ha の対象事業実施区域に、総出力 21,000kW (単機出力 3,000kW 級の風力発電設備を 7 基) の発電所を設置する計画となっている。

区域の現況は大部分がミズナラ等の落葉広葉樹林が占め、一部カラマツ植林やササ群落等が分布する比較的自然度が高い地域であり、改変による影響が懸念されるほか、区域の西には谷地形に沿って住居等が点在しており、これらの住居では騒音及び風車の影による影響が懸念される。

また、区域及びその周辺では、希少猛禽類の営巣が確認されているほか、改変予定地内に重要な動植物の生息、生育が確認されており、これらの生息、生育環境への著しい影響も懸念される。

さらに、搬入路などの区域内の既存道の利用が少なく、過度な土地改変による環境影響も懸念される。

(2) 本準備書は、改変予定地における動植物の調査が行われておらず、重要な鳥類の衝突確率が低いと判断した根拠が不明であるほか、環境影響の回避、低減に関する評価に際し、自ら設定した目標値による評価にとどまり、環境保全措置に係る検討過程に関する整理が不十分であるにもかかわらず代償措置に言及する等、調査不足や不適切な予測評価が散見される。

(3) 以上のことから、今後の手続きに当たっては、事業者は、2 の個別的事項の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、重大な環境影響を及ぼすおそれがある場合は、風力発電設備の設置基数の削減、配置の見直し、時期や時間帯に応じた稼働制限等、影響の回避、低減を図るための環境保全措置を講ずること。

特に、希少な動植物への著しい影響が予測される南部の風力発電設備については、その設置の見直し又は配置の変更を検討すること。

また、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討過程を遺漏なく具体的に記載し、分かり易い図書となるよう努めること。

なお、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

(4) 本準備書については、縦覧期間終了後においても、事業者のホームページで掲載されているが、評価書と比較検討できるよう評価書の縦覧期間終了まで掲載を継続するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の西側には住居が点在しているが、元来静穏な地域であるため、特に夜間においては、風力発電設備の稼働に伴う騒音レベルが比較的低くても、生活環境への影響が懸念されることから、最新の知見を踏まえ、現況値からの増加分について適切な評価を行うこと。

また、現地調査を季節毎に実施しているが、各調査は1日の実施であり、日変動に対応した現地調査が不足していることから、追加的な調査、予測及び評価を適切に実施した上で、配置の見直しなど必要な環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、重大な影響が確認された場合は、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 工事車両の通行に伴う影響については、道路端に設定した予測地点において環境基準値を超えていることから、住居そのものへの影響を適切に予測及び評価を行った上で、環境保全措置を講ずること。

なお、予測地点において騒音規制等に基づく区域が定められていないことから、要請限度を目標値に用いないこと。

(2) 水の濁り

土地改変に係る詳細設計がなされておらず、沈砂池や排水場所等が示されていないことから、これら排水に関する設備等の位置を示した上で、河川への水の濁りの影響について適切に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 地形

対象事業実施区域及びその周辺は「日本の地形レッドデータブック」において保存すべき地形である、「石狩当別の活褶曲」としてリストアップされているが、その具体的な現況把握がされていないことから、専門家等への意見を聴取した上で適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 風車の影

対象事業実施区域の近傍には住居があり、その一部では、風力発電設備の稼働によって、シャドーフリッカーの影響が及ぶ時間が長くなるおそれがあることから、風力発電設備の配置の見直し、稼働停止等を検討の上、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、数種の希少猛禽類の営巣が確認されており、特にチュウヒ、ハチクマについては風力発電設備設置予定位置近傍における営巣が確認されていることから、繁殖及び個体への重大な影響が懸念される。

また、コハクチョウなど重要な鳥類が風力発電設備周辺を飛翔する可能性が高いことから、バードストライク等による影響が強く懸念される。

以上のことから、風力発電設備の配置の見直しをした上で、塗色等の鳥類からの視認性を高める措置等を講じてもなお、重大な影響が生じるおそれがある場合は、時期的、時間的な稼働制限を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、今後の調査や工事の実施に当たっては希少猛禽類等の繁殖への影響がないよう十分留意すること。

イ 鳥類の衝突に係る予測には不確実性が伴うことから、事後調査に当たっては、専門家等の意見を聴取した上で、十分な頻度及び適切な手法により実施すること。なお、衝突個体数については、死骸消失等による過小評価にならないよう、発見死骸数に補正を施すモデル等により適正に推計すること。

また、バードストライクの影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置の実施について検討すること。

ウ コウモリ類については、重要種が確認され、風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

エ ニホンザリガニの生息域の調査が漏れているなど、重要な動物に関する調査が不十分であった懸念があることから、調査範囲やルートを精査し、必要な再調査を実施した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

また、ニホンザリガニについては、専門家の意見を聴取した上で、適切な調査、予測及び評価を実施し、生息地の改変を極力避けること。

(6) 植物

ア 改変予定地及びその周辺では重要種であるサルメンエビネ及びヤマシャクヤクなどが確認されているほか、大径木が生育し、比較的自然度の高い場所もあることから、今後の詳細設計においては、改変場所の見直しにより、植物への影響を回避、低減すること。また、希少な植物の保全措置としてやむを得ず移植する場合は、専門家の指導のもとで行うとともに、種に応じた適切な期間の事後調査を実施すること。

イ 改変予定地及びその周辺の一部において、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来植物とされているハリエンジュやオオハンゴンソウの群生が確認されていることから、工事に伴う拡散防止対策を適切に実施するとともに、効果の確認及び事後の生育拡大防止対策のため3年程度の事後調査を実施すること。

ウ 植物の調査範囲として、改変予定地及び伐採予定地が網羅されておらず、不十分であることから、今後の詳細設計における改変場所を踏まえ、調査範囲やルートを精査し、必要な再調査を実施した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(7) 生態系

注目種の生息環境の質の評価において、好適採餌環境の分布や好適繁殖環境の分布などのモデルを用いているが、Maxentを用いて解析を行ったモデルは、AUC値が0.9を下回っていることから、精度が十分高いとはいえない。

また、その他の解析を用いたモデルについては、精度の確認に関する検討過程が明確にされていない。

以上のことから、生態系に対する影響の予測及び評価の結果が十分に信頼できるものとはなっていないため、モデルの精度を再度検証し、その検討過程をわかりやすく記載するなど、より信頼性の高い予測及び評価に努めること。

(8) 景観

対象事業実施区域には住居が近接していることから、日常生活において、風力発電設備が視野に入ることによる圧迫感などの影響が懸念されるが、区域に近接する住居としては、調査地点が1地点のみであることから、他の住居についても調査、予測及び評価を行い、重大な環境影響を生じるおそれがある場合については、配置の見直し等により影響を低減すること。

(9) 建設発生土の処理について

対象事業実施区域内に新設する工事用道路のうち、農地内に一次的に設置する部分の原状回復についての計画が未定であるとともに、原状回復に伴う建設発生土の処理について予測及び評価がなされていない。

また、区域内の既存道の大部分は利用されず、道路を新設し、新たな土捨場を設ける計画としているが、区域内で残土処理を行うとしても、改変に伴う重大な環境影響を生じるおそれがあることから、詳細設計に当たっては、可能な限り改変面積を縮小し、極力、土工量を低減した上で、区域外の既存の土捨場の利用等を含め、改めて調査、予測及び評価を行い、総合的に環境影響の小さい建設発生土の処理の方法を選定すること。